

飯網町住宅リフォーム支援事業 Q & A

- Q 補助金の交付申請等の事務手続きは、施工業者が代行して行うことは可能ですか？
- A 可能です。但し、施工業者による代理申請は1回の受付につき1件とさせていただきます。
- Q 補助金交付申請書を町へ提出した段階で工事に着手してもいいですか？
- A いけません。町では申請の内容について審査し、必要に応じて関係する課等へ照会を行った後、申請者（所有者）に対して補助金交付決定を通知します。この通知が手元に届いてから工事を行ってください。
- Q 家族（同一世帯）に町税等の未納者がいた場合はどうなりますか？
- A 町から直接、申請者（所有者）に対して連絡をさせていただき、未納分の納付をお願いすることになります。未納分の納付の確認をもって補助金交付決定を通知させていただきます。
- Q 町税等とは具体的には何を指すのですか？
- A 住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、下水道受益者分担金、上下水道料金などをいいます。
- Q 他の制度による補助金を受けていないこと、とはどういうことですか？
- A 重複して町の他の補助金を受けることはできません。町高齢者・障がい者にやさしい住宅改良促進事業等を活用してバリアフリー化等の工事を行う際、それに併せてサッシ等の入替え工事を行う場合、サッシ工事部分（バリアフリー化工事を除く部分）についてのみ住宅リフォーム支援事業が利用できます。
- Q 例えば、住宅リフォーム支援事業と町高齢者・障がい者にやさしい住宅改良促進事業を併用して補助金の交付を受ける場合、申請書類等はどうなりますか？
- A 申請書類（添付書類含む）等はそれぞれに提出していただきます。
- Q 補助対象住宅の「個人住宅」と「併用住宅」とはどういう意味ですか？
- A 個人住宅とは、自己が所有する居住の用に供する家屋をいいます。また、併用住宅とは、自己が所有する個人住宅部分の他に店舗、事務所または賃貸住宅等の部分がある家屋をいいます。
- Q 併用住宅部分において、屋根、外壁等が個人住宅部分と非住宅部分を分けることが困難な場合はどうすればいいですか？
- A 面積按分により経費を算出してください。
- Q 町内施工業者とは具体的にどのような業者のことをいうのですか？
- A 町内に主たる事業所を有する法人または個人の建設業者等をいいます。なお、町へ小規模事業者登録をしている必要はありません。
- Q 補助金額等の詳細について教えてください。
- A 補助対象工事費が30万円以上の工事で、それに要する経費の100分の10に相当する額を補助させていただきます。ただし、補助金額は20万円を限度とします。また、1,000円未満の端数があるときは、切り捨てとさせていただきます。

Q 工事内容が違えば補助金の申請は何回してもいいのですか？

A 補助は同一住宅、同一人（所有者）に対して1回限りとします。

Q 補助金交付申請書には、工事見積書を添付書類として提出するようになっていますが、どの程度のものを準備すればいいですか？

A 『〇〇工事一式』というような記載ではなく、工事内容がわかるような見積書を提出してください。

【例】

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
内装工事（床張替え）	〇〇40mm	10	枚	1,500	15,000	
	合板	10	枚	3,000	30,000	
	合板フローア-12mm	5	C/S	7,000	35,000	
	巾木	4	本	1,050	4,200	
設備工事（木造造作家具）	廊下-ダイニング	1	本	25,000	25,000	金物・取手・建込

Q 建築確認申請は必要になってきますか？

A この支援事業は増築および改築工事も対象としていますので、確認申請等が必要になる場合は、事前に建設水道課管理係（電話 253-4766）に確認してください。

Q 想定外の難工事になり工事金額が増額になりそうだが、このような場合、補助金の増額は認められますか？

A 補助金交付決定金額の増額は認められません。ただし、補助金交付決定額より安価に工事が完了しそうな場合は、減額のための住宅リフォーム支援補助金変更・廃止申請書を提出していただくこととなります。

Q 工事が完了しました。実績報告書はいつ提出すればいいのですか？

A 工事が完了した日から起算して30日を経過する日、又は当該事業が完了した日が属する年度の末日のいずれか早い日までに提出してください。

Q 請求書はいつ提出すればいいですか？

A 実績報告書が町へ提出され、補助金確定通知書が申請者の手元に届いた後に請求書を提出してください。

Q 補助金はいつ支払われますか？

A 請求書を受理した日から30日以内にお支払いします。